

お一人で悩まず、まずはご相談ください

①相談



受付や診療時に、職員へお申し出ください。担当者（診療所事務長）がお話をお伺いします。プライバシーは厳守いたしますのでご安心ください。

②申請

経済状態のわかる書類（所得証明や通帳など）が必要となります。

③適用

審査により承認された場合は、医療費の免除または減額となります。

※無料低額制度では、薬代は、院外薬局の場合は対象にならず、通常どおりの支払いとなります。

※勤医協小樽診療所は薬局が院内にあるため、薬代も無料または低額の対象となります。

医療が受けられない方、一日も早く診療所へ来てください。一緒に治療していきましょう。



公益社団法人
北海道勤労者医療協会 小樽診療所
(略称 勤医協小樽診療所)

*内科(高校生以上を診ています)

〒047-0036

小樽市長橋4丁目5-23

TEL:0134-25-5722



あなたのいのちまもりたい



無料・低額診療事業のお知らせ



無料または低額で 医療が受けられる制度があります

勤医協小樽診療所は、「無料低額診療事業」を実施しています。

すべての人に医療を受ける権利があります。
医療費の支払いでお困りの方は是非ご相談ください。



公益社団法人 北海道勤労者医療協会 小樽診療所
(略称 勤医協小樽診療所)

「無料低額診療事業」とは、

経済的な理由によって医療を受ける機会が制限されないよう、安心して治療に専念できるよう、医療費を無料または低額にするものです。社会福祉法第2条に基づく事業となります。



あなたや、あなたの周りの方で
このような思いをされていませんか？

- 🧡 具合が悪くても、医療費が心配で病院・診療所にかかれない
- 🧡 病気や障がい、失業などで収入がなくなり通院をやめてしまった
- 🧡 慢性疾患で長期にわたる治療が必要だが医療費の負担が大きくて困る
- 🧡 入院や検査をすすめられても医療費が心配で断ってしまう
- 🧡 医療費の支払いをすると生活が苦しい



ほかにも、保険証のない方や外国人、DV被害者の方など、医療費の支払いで困っている方



減免の基準・モデルケース

【医療費自己負担額・全額免除】

- ・世帯収入が、生活保護基準のおおむね120%以下
- ・小学生・中学生の就学援助世帯
- ・高校生の奨学給付世帯



【医療費自己負担額・一部免除】

- ・世帯収入が、生活保護基準のおおむね140%以下

世帯構成(例)	収入
高齢単身世帯(75歳)	約13万円→全額免除 約15万円→一部免除
高齢夫婦世帯(74歳・69歳)	約19万円→全額免除 約22万円→一部免除
4人世帯 (38歳・35歳・11歳・9歳)	約30万円→全額免除 約34万円→一部免除
母子3人世帯 (33歳・9歳・4歳)	約26万円→全額免除 約30万円→一部免除
就学援助世帯	全額免除

※収入により全額免除、一部免除となる場合があります
※上記はあくまでめやすです、治療を我慢せず、ご相談ください